

令和 8 年 7 月

関係者各位

京都市建設局自転車政策推進室

令和 8 年秋の観光シーズンにおける京都市清水坂観光駐車場における観光バスの完全予約制の実施及び運用方法について

平素は、京都市建設行政に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

この度、清水坂観光駐車場において、令和 8 年春に引き続き、令和 8 年秋の観光シーズンの期間中も、令和 8 年春と同様の内容で、下記の通り観光バスの完全予約制を実施します。

市民生活と調和した持続的な京都観光を実現するため、何卒、御理解と御協力のほどよろしくお願い致します。

記

1 完全予約制（2・3 時間制）の実施について

バスの利用を完全予約制（2・3 時間制）とし、駐車場の入庫待ち車両による五条坂の渋滞防止を図ります。

実施期間：令和 8 年 10 月 7 日（水）から 12 月 10 日（木）まで

実施時間：午前 8 時から午後 6 時まで

※予約は、利用日の 3 か月前午前 10 時から当日の午前 6 時まで、京都観光デジタルマップ～Kyoto Smart Navi～（京スマ）の「観光バス駐車場予約サービス」から行えますが、予約システムの調整のため、

10 月 7 日（水）から 10 月 24 日（土）までの一般予約は、7 月 24 日（金）午前 10 時から開始予定です。

【清水坂観光駐車場の完全予約制時は修学旅行等の優先予約を実施】

優先予約：修学旅行等※は、一般予約より 7 日前の日の午前 10 時から予約することが可能です。予約時に「修学旅行等であることの証明書（別紙 1）」の添付が必要です。

※修学旅行等とは、以下のいずれかに該当する者となります。

- （1） 学校教育法第 1 条に規定する学校（大学を除く。）が主催する修学旅行その他学校行事
- （2） 次に掲げる施設の幼児で、当該施設が主催する行事（当該施設全体又は 3 月 31 日における年齢で区分した集団ごとで実施されるものに限る。）
 - ア 児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所
 - イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園
 - ウ 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業、同条第 10 項に規定する小規模保育事業又は同条第 12 項に規定する事業所内保育事業を行う施設

10 月 7 日（水）から 10 月 24 日（土）までの優先予約は、7 月 17 日（金）午前 10 時から開始予定です。

2 完全予約制の運用方法について

【バスの予約をされる方】

- ① 駐車場の予約は設定している2・3時間枠での運用とさせていただきます。
予約の時間枠で7日前に決済され、返金されないので、御利用時間に合った予約をしてください。
- ② 予約の開始時間に遅れて来られた場合、予約枠の時間で駐車場を退場していただきます。
(例)「10:00～12:00」予約 ⇒ 11:00 来場した場合、12:00 退場
※ 例えば予約枠内で乗客を降車だけさせ、予約枠時間外で乗車させることが必要な場合、再度、駐車場に入場し、有料で場内での乗降は可能です(詳細は「③ 予約車限定の乗降場の設置」を参照)。
- ③ 予約車限定の乗降場の設置
 - ・ 実施期間中、予約したバスが来場の遅延等により予約枠の時間内だけでは乗車・降車ができない場合、一旦退場いただき、再度入場して有料※で乗降場の利用が可能です。
 - ※ 当日、予約時間枠の利用がない場合、乗降場だけを利用することはできません。
 - ※ 乗車、降車それぞれ一回につき、1,500 円(予約枠の駐車料金とは別途)
 - ・ 乗降場での、場内の滞留時間は15分までとさせていただきます。
 - ・ 15分を超える滞在となる場合は、退場いただく等の対応を行います。特に、乗車で御利用される場合には、事前に集合状況を確認した上で駐車場に向かっていたくなど、場内の滞留時間を遵守していただくよう、よろしくお願いいたします。
- ④ 予約枠の時間外に来られた場合、駐車場を御利用できません。
(例)「10:00～12:00」予約 ⇒ 12:00 以降に来場した場合、駐車場の利用不可

【バスの予約をキャンセルされる方】

- ⑤ バスの予約をキャンセルされる場合、必ず予約日の7日前までに、予約システムから行っていただきますようお願いいたします。
※利用日の7日前に決済されます。引き落とし後、キャンセルされた場合でも還付いたしません。
また、キャンセルは分かり次第、速やかに行うよう御協力ください。

【バスの予約がない場合】

- ⑥ 予約のないバスは、「1の実施期間・実施時間」において駐車場に入場できません。
 - ※ 駐車場内での乗降もできません。
 - ※ 他の京都市内のバス駐車場は【別紙2】を御参照ください。

【徹底をお願いします】

周辺道路での客待ち等のための路上駐車は大変迷惑となりますので絶対にしないでください。

3 令和9年の対策期間の予定

観光課題対策期間は以下の通り定めます。なお、各対策期間における事前予約の開始時期につきましては、その都度周知を行っていく予定です。また、対策の内容は令和8年秋の対策内容と同様の内容を予定しています。

春：令和9年3月23日（火）～6月25日（金）

（ただし、4月29日（木）～5月5日（水）を除く）

秋：令和9年10月6日（水）～12月10日（金）

4 問合せ先

（1）駐車場の運用方法に関する問合せ先

指定管理者：京都市駐車場管理コンソーシアム 代表（一財）京都市都市整備公社

担当：事業第一課 駐車場担当（TEL：075－361－7431）

営業時間：8:30～17:15

※ 時間外の問合せは清水坂観光駐車場（TEL：075－561－4601）に御連絡ください。

（2）完全予約制の実施に関する問合せ先

駐車場所管課：京都市建設局自転車政策推進室

担当：基盤整備担当（TEL：075－222－3565）

問合せ時間：8:45～17:30

（3）予約全般に関する問合せ先

指定管理者：京都市駐車場管理コンソーシアム 代表（一財）京都市都市整備公社

担当：事業第一課 駐車場担当（TEL：075－361－7431）

営業時間：8:30～17:15

※ 時間外の問合せは清水坂観光駐車場（TEL：075－561－4601）に御連絡ください。

修学旅行等であることの証明書

利 用 日 ・ 利 用 時 間	年 月 日	時 分 ～ 時 分	
活 動 の 種 類	＜学校＞ ※全体又は学年を単位として実施されるもの ☐ 修 学 旅 行 ☐ その他学校行事 （ ）		
	＜保育所等の施設＞ ※施設全体又は 3 月 3 1 日における年齢で区分した集団ごとに実施されるもの ☐ 行 事 （ ）		
駐 車 場 の 名 称	京都市清水坂観光駐車場		
優 先 予 約 バ ス の 台 数	台 （バス複数台予約された方）		
備 考			

上記の利用については、京都市観光駐車場条例施行規則に規定する、学校が主催する修学旅行その他学校行事、又は保育所等の施設が主催する行事（満3歳以上の幼児が参加するもの）に該当するものであることを証明します。

年 月 日

所在地

学 又 施	校 設	名 は 名
-------------	--------	-------------

学校等の種類

- ☐ 【学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）】
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校
- ☐ 【児童福祉法第39条に規定する保育所】
市営保育所、民間保育園、保育所型認定こども園
- ☐ 【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園】
幼保連携型認定こども園
- ☐ 【児童福祉法第6条の3各項に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う施設】
家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業

学 校 長 名は
又 設 長 名

本証明書は、優先予約時に添付及び駐車場に提出してください。

観光バスの運転手の皆様へ

- 1 路上駐車は違法です。
路上駐車して待機等をしないでください。
- 2 目的の駐車場が満車の場合は、近隣の駐車場を適切に利用してください。

旅行事業者・ガイドの皆様へ

- 1 観光バス駐車場を事前に予約してからバス事業者が発注する等、観光バスも含めて計画的に旅程計画を管理してください。
- 2 道路等でツアー客を長時間待たせないように工夫してください。

観光バスの路上駐車は、近隣の方々の迷惑・交通の妨げとなり、警察による取り締まりの対象となります。

京都市民からも様々な御意見等をいただいておりますので、道路に路上駐車せず、駐車場をご利用ください。



令和7年度
京都市観光バス路上混雑
対策ネットワーク会議



京都観光デジタルマップ ~Kyoto Smart Navi~

京都市内の一部観光バス駐車場の“満車・空車”
情報をリアルタイムで紹介しております。
二次元コードから御確認ください。



京都観光デジタルマップ 京スマ
Kyoto Smart Navi

伏見稲荷大社周辺に移動される
場合は、以下の交通情報も併せて
御確認ください。

▼伏見稲荷大社周辺の交通規制等

